

# SusHi Tech Tokyo 出展支援業務委託

## 仕 様 書

### 1 委託業務名

SusHi Tech Tokyo2025 出展支援業務

### 2 委託業務の内容

東京で開催されるアジア最大級のスタートアップカンファレンス SusHi Tech Tokyo2025 に出展し、愛知県、STATION Ai 及び Central Japan Startup Ecosystem Consortium (以下、愛知県等) のスタートアップ関連の取組 PR 及びスタートアップの出展支援に関する業務を委託する。

#### 【出展概要】

##### (1) SusHi Tech Tokyo 概要

内 容：アジア最大級のスタートアップカンファレンス  
スタートアップや企業展示及びパネルセッションを実施  
日 程：2025年5月8日(木)から5月10日(土)までの3日間  
場 所：東京ビッグサイト

##### (2) 出展内容

規 模：約 100 m<sup>2</sup> ※床面積の料金の支払いは本委託事業に含まれない。  
内 容：愛知県等のスタートアップ関連の取組 PR、ブース内でのスタートアップ  
の出展支援：20社程度 ※スタートアップの募集は愛知県が行う。

#### 【委託業務】

##### (1) SusHi Tech Tokyo2025 主催者、出展企業との連絡調整

出展にあたり必要となる主催者及び出展企業との連絡調整、並びに情報提供、必要書類の作成提出などを行うこと。(Slack の出展者グループに受託事業者を招待する。出展者との連絡調整は、基本的にこの Slack グループ内で行うこと。)

##### (2) 出展パビリオンの施工、運営管理

- ① 愛知県と調整の上、STATION Ai 及び Central Japan Startup Ecosystem Consortium の合同パビリオン (以下、本パビリオン) の設計、施工等を行うこと。
- ② SusHi Tech Tokyo2025 開催期間中は、出展企業及び愛知県が、円滑な出展・商談ができるよう、本パビリオンの運営をサポートすること。
- ③ パビリオン設営にあたり必要となる電気工事やこれに係る主催者への費用の支払いは受託事業者が委託事業費の範囲内で行うこと。
- ④ パビリオンの専用の Wi-Fi 環境を設置すること。

##### (3) 展示物の配送手配

必要に応じて、愛知県等及び出展企業の展示物の配送手配を行うとともに、申請等の手続きの代行を行うこと。

##### (4) ノベルティの制作

会場内で来場者に配布するノベルティを愛知県と協議の上制作すること。ノベルティは、できる限り出展者をはじめとしたスタートアップの製品を用いること。

##### (5) スタートアップからの出展料の徴収及び支払い

出展スタートアップから、50 千円 (税込) /社を徴収し、主催者に支払うこと。

(6) その他

その他出展に際し、必要となる準備について実施すること。また、出展にあたり購入するプロダクトやサービスについては、できる限りスタートアップのものを用いること。

- 3 STATION Ai 株式会社及び Central Japan Startup Ecosystem Consortium との連携  
本業務は、STATION Ai 株式会社及び Central Japan Startup Ecosystem Consortium と共同で行うため、打ち合わせ等については、愛知県と受託事業者を含めた原則 4 者で行うものとする。各者の役割分担については、委託事業開始後に決定する。

※ 本事業の実施にあたって、別途 Aichi-Nagoya Startup Ecosystem Consortium から、Central Japan Startup Ecosystem Consortium に係る装飾費及び来場者向けパンフレット印刷費として 900 千円（税抜）の追加発注を予定しているため、このことを踏まえて企画提案すること。（追加発注分については、企画提案の内容に含まないこと。）

4 完了報告書の提出

受託者は、委託期間が終了する前に、業務の実施内容を記載した委託業務完了報告書等をデータで提出するものとする。完了報告書には、当日のブースの様子などを掲載するとともに、ブース装飾等に使用したデザインデータを始めとした当該業務に使用したデータ類（イラストレーター形式のデータがあるものについては、イラストレーター形式及び画像もしくは PDF データの両方を提出）を付すこと。

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行にあたるものとする。
- (2) 受託事業者は事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。また、本事業に係る会計検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の両者が協議の上、別に決定するものとする。
- (4) 業務内容の変更が必要なときは、委託者及び受託者の両者が協議の上、別に決定するものとする。
- (5) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに委託者へ連絡・協議するとともに、受託者の責任において解決を図ること。